



食安発第0630001号  
平成20年6月30日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第351号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が下記のとおり改正されたので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

## 記

### 第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、農薬アゾキシストロビン、オキサジアルギル、カルプロパミド、テブコナゾール、ビフェナゼート、ピリダリル、ブロモブチド、ペンチオピラド、メトキシフェノジド及びメトコナゾールについて、農産食品等に係る残留基準値を設定したこと（別紙1参照）。
- 2 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品チルミコシンについて畜水産食品等に係る残留基準値を設定したこと（別紙2参照）。

### 第2 施行・適用期日

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成20年12月30日から適用されるものであること。

農薬等	食品
カルプロパミド	<p>小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
チルミコシン	<p>その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の肝臓、牛の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類</p>

農薬等	食品
テブコナゾール	てんさい、だいこん類の葉、かぶ類の葉、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にら、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ほうれんそう、かき、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、茶、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分
ビフェナゼート	パパイヤ及びその他のスパイス（みかんの果皮を除く。）
ピリダリル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちや、しろうり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のスパイス
ブロモブチド	米

農薬等	食品
メトキシフェノジド	小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、西洋わさび、芽キャベツ、カリフラワー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、みつば、きゅうり、かぼちや、しろうり、その他のうり科野菜、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他のオイルシード、牛の筋肉、豚の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉

### 第3 残留基準

- 1 残留基準を設定したビフェナゼートについては、農産物及び畜産物（脂肪に限る。）においては、ビフェナゼート及びイソプロピル(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート（代謝物B）をビフェナゼート含量に換算した和をいい、畜産物（脂肪を除く。）においては、ビフェナゼート並びに代謝物B、4-ヒドロキシビフェニル及び4-ヒドロキシビフェニルサルフェートの和をビフェナゼート含量に換算した和をいうこと。
- 2 残留基準を設定したブロモブチドについては、農産物にあつてはブロモブチド及びN(α, α-ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド (deBr-ブロモブチド)の和、魚介類にあつてはブロモブチドのみをいうこと。ただし、農産物のブロモブチド及びdeBr-ブロモブチドの和についてはブロモブチド及びdeBr-ブロモブチドをブロモブチド含量に換算した和をいうこと。

### 第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくオキサジアルギル及びペンチオピラドの農薬としての登録並びにテブコナゾール、ビフェナゼート、ピリダリル及びメトコナゾールに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、オキサジアルギル及びペンチオピラドの試験法については、後日、通知することとしていること。

## 別紙1

## アゾキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.3	0.3
ライ麦	○ 0.3	0.3
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.3	0.3
大豆	○ 0.5	0.5
小豆類 <sup>2</sup>	○ 0.5	0.5
えんどう	○ 0.5	0.5
そら豆	○ 0.5	0.5
らつかせい	○ 0.2	0.2
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 0.5	0.5
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類	○ 0.03	0.03
かんしよ	○ 0.03	0.03
やまいも	○ 0.03	0.03
その他のいも類 <sup>4</sup>	○ 0.03	0.03
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類の根	○ 0.5	0.5
だいこん類の葉	○ 50	50
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 15	15
西洋わさび	○ 0.5	0.5
クレソン	○ 3.0	3.0
はくさい	○ 3.0	3.0
キャベツ	○ 3.0	3.0
芽キャベツ	○ 3.0	3.0
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 3.0	3.0
ブロッコリー	○ 3.0	3.0
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 30	30
ごぼう	○ 0.5	0.5
サルシフィー	○ 0.5	0.5
アーティチョーク	○ 4.0	4.0
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス	○ 30	30
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 50	50

アゾキシストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ	○ 7.5	7.5
にんにく	○ 0.1	0.1
にら	○ 5	5
アスパラガス	○ 2	2
わけぎ	○ 1	1
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	○ 50	50
にんじん	○ 0.5	0.5
パースニップ	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 30	30
セロリ	○ 30	30
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 50	50
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 2.0	2.0
きゅうり	○ 1	1
かぼちや	○ 1	1
しろり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	○ 1	1
ほうれんそう	○ 30	30
オクラ	○ 3	3
しょうが	○ 0.03	0.03
未成熟えんどう	○ 3.0	3.0
未成熟いんげん	○ 3.0	3.0
えだまめ	○ 3.0	3.0
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 50	50
みかん	○ 1.0	1.0
なつみかんの果実全体	○ 1.0	1.0
レモン	○ 1.0	1.0
オレンジ	○ 1.0	1.0
グレープフルーツ	○ 1.0	1.0
ライム	○ 1.0	1.0
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 1.0	1.0
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
びわ	○ 0.1	0.1

アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
もも	○ 1.5	1.5
ネクタリン	○ 3	3
あんず	○ 1.5	1.5
すもも	○ 1.5	1.5
うめ	○ 1.5	1.5
おうとう	○ 3	3
いちご	○ 3	3
ラズベリー	○ 5.0	5.0
ブラックベリー	○ 5.0	5.0
ブルーベリー	○ 3.0	3.0
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハックルベリー	○ 3.0	3.0
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	○ 5.0	5.0
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 2.0	2.0
パパイヤ	○ 2.0	2.0
アボカド	○ 1	1
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 3	3
べにばなの種子	○ 1.0	1.0
綿実	○ 0.02	0.02
なたね	○ 1	1
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	○ 0.5	0.5
茶	○ 10	10
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 20	20
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 30	30
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 50	50
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.03

アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の肝臓	○ 0.3	0.3
豚の肝臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.3
牛の腎臓	○ 0.07	0.07
豚の腎臓	○ 0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.07	0.07
牛の食用部分	○ 0.07	0.07
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.07	0.07
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.08	

オキサジアルギル(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.05	
魚介類	○ 0.02	

カルプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 1	1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 <sup>1</sup>	●	0.1



カルプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	●	0.1
小豆類 <sup>2</sup>	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類の根	●	0.1
だいこん類の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1

カルプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	●	0.1
きゅうり	●	0.1
かぼちや	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	●	0.1
その他の野菜 <sup>12</sup>	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1

## カルプロパミド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
すもも	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 <sup>15</sup>	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード <sup>16</sup>	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス <sup>18</sup>	●	0.1
その他のハーブ <sup>19</sup>	●	0.1
魚介類	○ 0.6	

テブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.05	0.05
小麦	○ 2	0.5
大麦	○ 3	0.05
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.1	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 0.2	0.05
大豆	○ 0.1	0.1
えんどう	○ 0.2	0.2
そら豆	○ 0.5	0.5
らつかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 <sup>3</sup>	○ 0.2	0.2
てんさい	● 0.1	0.5
さとうきび	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
クレソン	●	0.5
キャベツ	○ 1	
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	● 0.3	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	●	0.5
アーティチョーク	○ 0.5	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス	○ 5	0.5
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	●	0.5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ	○ 0.5	0.5
にんにく	○ 0.1	0.1
にら	●	0.5
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 2	0.5
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	0.5
にんじん	○ 0.6	
パセリ	●	0.5
セロリ	● 0.3	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	0.5

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 5.0	
きゅうり	○ 0.2	0.2
かぼちや	○ 0.02	0.02
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.1	
ほうれんそう	●	0.5
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.3
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 5	
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 5	0.5
西洋なし	○ 5	0.5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	1
あんず	○ 2	1
すもも	○ 2	0.5
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう	○ 5	4
ぶどう	○ 10	2
かき	● 0.7	1
バナナ	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
ひまわりの種子	○ 0.2	0.2
綿実	○ 1	1
なたね	○ 0.05	0.05
茶	● 25	30
コーヒー豆	○ 0.2	

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ホップ	○ 30	30
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 0.5	0.5
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 2	0.5
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>19</sup> の筋肉	● 0.05	0.2
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.2
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	● 0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.3
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	● 0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.05	0.3
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	● 0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.3
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん <sup>20</sup> の筋肉	● 0.05	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.1
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.2
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.05	0.2
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.2
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
干しぶどう	○ 3	3

ビフェナゼート(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.05	
やまいも	○ 0.05	0.05
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 2	2
きゅうり	○ 0.75	0.75
かぼちや	○ 0.7	0.7
しろうり	○ 0.75	0.75
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.75	0.75
オクラ	○ 2	2
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.7
レモン	○ 0.7	0.7
オレンジ	○ 0.7	0.7
グレープフルーツ	○ 0.7	0.7
ライム	○ 0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 0.7	0.7
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず	○ 3	3
すもも	○ 1	1
うめ	○ 3	3
おうとう	○ 2	2
いちご	○ 5	5
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 1	1
パパイヤ	●	2
マンゴー	○ 0.2	0.2
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 2	2
綿実	○ 1	1
くり	○ 0.2	0.2
ペカン	○ 0.2	0.2
アーモンド	○ 0.2	0.2
くるみ	○ 0.2	0.2
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	○ 0.2	0.2

ビフェナゼート(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	○ 2	2
ホップ	○ 15	15
みかんの果皮	○ 10	10
その他のスパイス <sup>18</sup> (みかんの果皮を除く。)	● 10	25
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
干しぶどう	○ 2	2



ピリダリル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 <sup>1</sup>	●	0.02
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類 <sup>2</sup>	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.02
ばれいしよ	○ 0.05	0.02
さといも類	○ 0.05	0.02
かんしよ	○ 0.05	0.02
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.2	0.2
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	○ 15	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	○ 20	5
その他のきく科野菜 <sup>6</sup>	○ 5	0.02

ピリダリル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ	○ 5	5
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	○ 3	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	●	0.02
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 5	5
きゅうり	○ 0.5	0.02
かぼちや	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	○ 0.05	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	○ 5	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	○ 5	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 <sup>11</sup>	●	0.02
その他の野菜 <sup>12</sup>	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02

ピリダリル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず	●	0.02
すもも	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう	●	0.02
いちご	○ 5	5
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 <sup>15</sup>	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード <sup>16</sup>	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス <sup>18</sup>	●	0.02
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 30	0.02

ブロモブチド(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.7	1
魚介類	○ 4	

ペンチオピラド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
キャベツ	○ 0.7	
レタス	○ 3	
たまねぎ	○ 0.05	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 1	
きゅうり	○ 0.5	
メロン類果実	○ 0.05	
りんご	○ 2	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.2	
おうとう	○ 5	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 10	

メキシフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.3	0.1
小豆類 <sup>2</sup>	● 4.0	4
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
その他の豆類 <sup>3</sup>	●	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
その他のいも類 <sup>4</sup>	●	0.1
てんさい	● 0.05	0.1
だいこん類の根	●	0.5
だいこん類の葉	●	10
かぶ類の根	●	0.5

メトキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
かぶ類の葉	○ 30	10
西洋わさび	●	0.5
クレソン	○ 30	10
はくさい	○ 7.0	1
キャベツ	○ 7	7
芽キャベツ	● 7.0	10
ケール	○ 30	10
こまつな	○ 30	10
きょうな	○ 30	10
チンゲンサイ	○ 30	10
カリフラワー	● 7.0	10
ブロッコリー	○ 3	3
その他のあぶらな科野菜 <sup>5</sup>	○ 30	30
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	● 3.0	10
チコリ	○ 30	10
エンダイブ	○ 30	10
しゅんぎく	○ 30	10
レタス	○ 30	30
その他のさく科野菜 <sup>6</sup>	○ 30	10
たまねぎ	●	0.2
ねぎ	● 3	10
にんにく	●	0.2
にら	●	10
アスパラガス	●	10
わけぎ	●	10
その他のゆり科野菜 <sup>7</sup>	●	10
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	○ 30	10
セロリ	○ 15	15
みつば	●	10
その他のせり科野菜 <sup>8</sup>	○ 30	10
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 <sup>9</sup>	○ 2	2
きゅうり	● 0.3	2
かぼちや	● 0.3	2
しろうり	● 0.3	2
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 <sup>10</sup>	● 0.3	2

メキシフェノゾド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ほうれんそう	○ 30	10
オクラ	● 2.0	5
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	2
未成熟いんげん	●	2
えだまめ	●	2
その他の野菜 <sup>12</sup>	○ 30	10
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	○ 2	2
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず	○ 2	2
すもも	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	● 0.7	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実 <sup>14</sup>	●	2
ぶどう	○ 1	1
かき	●	2
バナナ	●	2
キウイ	○ 0.5	0.5
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	●	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	2
その他の果実 <sup>15</sup>	○ 0.1	0.1
綿実	○ 7	7
その他のオイルシード	●	10
ぎんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 <sup>17</sup>	○ 0.1	0.1

メキシフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	○ 20	20
その他のスパイス <sup>18</sup>	○ 30	10
その他のハーブ <sup>19</sup>	○ 30	30
牛の筋肉	● 0.02	0.06
豚の筋肉	● 0.02	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>20</sup> の筋肉	● 0.02	0.06
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん <sup>21</sup> の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
すもも(乾燥させたもの)	○ 2	2
干しぶどう	○ 3	3

メコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 3	
ライ麦	○ 3	
その他の穀類 <sup>1</sup>	○ 3	
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.3	0.3

メトコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
オレンジ	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 <sup>13</sup>	○ 0.3	0.3
バナナ	○ 0.1	
みかんの果皮	○ 3	3
その他のスパイス <sup>18</sup> (みかんの果皮を除く。)	○ 3	

参考

○:平成20年6月30日施行

●:平成20年12月30日施行

ピフェナゼートのみかんの果皮及びその他のスパイス(みかんの果皮を除く。)の残留基準値並びにメコナゾールのみかんの果皮及びその他のスパイス(みかんの果皮を除く。)の残留基準値については、その他のスパイスとして1つの残留基準値としてまとめられる。

※残留基準を設定したピフェナゼートについては、農産物及び畜産物(脂肪に限る。)においては、ピフェナゼート及びイソプロピル=(4-メキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート(代謝物B)をピフェナゼート含量に換算した和とし、畜産物(脂肪を除く。)においては、ピフェナゼート並びに代謝物B、4-ヒドロキシビフェニル及び4-ヒドロキシビフェニルサルフェートの和をピフェナゼート含量に換算した和とする。

※残留基準を設定したプロモブチドについては、農産物にあつてはプロモブチド及びN-( $\alpha$ ,  $\alpha$ -ジメチルベンジル)-3, 3-ジメチルブチルアミド(deBr-プロモブチド)の和、魚介類にあつてはプロモブチドのみとする。ただし、農産物のプロモブチド及びdeBr-プロモブチドの和についてはプロモブチド及びdeBr-プロモブチドをプロモブチド含量に換算した和とする。

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。



8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、んにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

別紙2

チルミコシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	0.1
羊の筋肉	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>1</sup> (羊を除く。)の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
羊の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 1.0	1.0
豚の肝臓	○ 1.5	1.5
羊の肝臓	○ 1.0	1.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	● 0.6	1
牛の腎臓	○ 0.3	0.3
豚の腎臓	○ 1.0	1.0
羊の腎臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の腎臓	○ 1	1
牛の食用部分	● 0.5	1
豚の食用部分	○ 1	1
羊の食用部分	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 1	1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.07	0.08
その他の家きん <sup>2</sup> の筋肉	● 0.07	0.08
鶏の脂肪	● 0.07	0.08
その他の家きんの脂肪	● 0.07	0.08
鶏の肝臓	○ 1	1
その他の家きんの肝臓	● 0.5	1
鶏の腎臓	● 0.25	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.25	0.3
鶏の食用部分	○ 1	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.25	0.3
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.05
魚介類(貝類に限る。)	●	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.05
その他の魚介類 <sup>3</sup>	●	0.05

参考

- :平成20年6月30日施行
- :平成20年12月30日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
3. 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。